

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成25年9月6日

金 曜 日

号 外

## 目 次

### 公安委員会規則

○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

1

## 規 則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年9月6日

富山県公安委員会委員長 高橋 卓朗

### 富山県公安委員会規則第6号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第48条第5項中「取消処分者講習結果報告書（様式第29号の6）」を「取消処分者講習終了報告書（様式第29号の6）」に改める。

第56条の6第1項(1)中「運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第2条第2号」を「運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「運転免許講習規則」という。）第2条第1項第3号」に改める。

第56条の6第1項(3)中「運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号の表の1」を「運転免許講習規則第2条第1項第1号の表の区分欄1の項及び同条第1項第2号の表の区分欄1の項」に改める。

第56条の6第1項(4)中「運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号の表の2」を「運転免許講習規則第2条第1項第1号の表の区分欄2の項及び同条第1項第2号の表の区分欄2の項」に改める。

第56条の7第1項中「運転免許に係る講習に関する規則第6条第2項第2号」を「運転免許講習規則第4条第2項第2号」に改める。

様式第29号の3を次のように改める。

様式第29号の3（第48条関係）

取消処分者講習受講申込書		
		平成 年 月 日
富山県公安委員会 又は 指定講習機関名		申込者 住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生
道路交通法第 108条の2第1項第2号に規定する取消処分者講習を受講したいので、講習手数料及び関係書類を添えて申し込みます。		
希望する講習区分	<input type="checkbox"/> 一般取消講習（ 月 日・ 月 日） <input type="checkbox"/> 飲酒取消講習（ 月 日・ 月 日）	
希望する学級	<input type="checkbox"/> 四輪（ <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大特 <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 二輪（ <input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/> ）	
欠格期間満了日	年 月 日	
取消時に取得していた免許の種類	第 一 種 免 許	第 二 種 免 許
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 普 大 大 普 小 原 け 自 自 二 二 特 付 引 型 型 通 特 二 二 特 付 引	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大 中 普 大 け 型 型 通 特 引
仮運転免許証交付	<input type="checkbox"/> 有（有効期限 年 月 日） <input type="checkbox"/> 条件（ <input type="checkbox"/> AT <input type="checkbox"/> 眼鏡） <input type="checkbox"/> 無	
講習手数料	円（富山県収入証紙）	
申 込 書 類  <input type="checkbox"/> 本籍記載の住民票 <input type="checkbox"/> 仮運転免許証 <input type="checkbox"/> 写真3枚 <input type="checkbox"/> 取消処分者講習通知書 <input type="checkbox"/> 運転免許取消し処分書	富山県収入証紙	富山県収入証紙
	富山県収入証紙	富山県収入証紙
	写真貼付	

- 備考 1 免許の種類及び希望する講習欄は、該当する□に✓印を付けてください。  
2 住所、氏名及び生年月日は、明瞭にかい書で記載してください。  
3 「講習手数料」欄には富山県収入証紙を貼付してください。  
4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第29号の5を次のように改める。

**様式第29号の5（第48条関係）**

取消処分者講習終了証書再交付申請書 平成 年 月 日	
富山県公安委員会 又は 指定講習機関名	殿   申請者 住 所  氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
本 籍	
住 所	
再交付を申請 する 理 由	① 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 毀損 ② その他 ( )
講 習 終 了 日 及 び 講 習 先	平成 年 月 日  富山県公安委員会 又は 指定講習機関名

注 氏名、生年月日、本籍及び住所は、明瞭にかい書で記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第29号の6を次のように改める。

様式第29号の6（第48条関係）

取消処分者講習終了報告書

平成 年 月 日

富山県公安委員会 殿

指定講習機関名  
管理者名 印

次の者 名について、道路交通法第 108条の2第1項第2号に規定する

取消処分者講習  一般取消講習  
 飲酒取消講習

を平成 年 月 日に終了したので、

終了証書の写しを添えて報告する。

記

番号	ふりがな 受講者氏名	生年月日	本 籍	住 所	講習指導員名
備考					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第38号の8を次のように改める。

**様式第38号の8**（第56条の6関係）

<p>特定任意高齢者講習(簡易講習)受講申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申込者 氏 名</p> <p>運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項第1号の表の区分欄1の項及び同条第1項第2号の表の区分欄1の項に規定する特定任意高齢者講習（簡易講習）を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。</p>				
<p>(免許証 表) <span style="float: right;">(免許証 裏)</span></p> <p style="text-align: right;">(ただし、裏書記載のある場合に限る。)</p>				
講習種別	○ 四 輪 （特定任意高齢者講習(簡易講習)）			
※受講日時	月 日 午前 時 分 ~ 午後 時 分			
※受講場所				
手数料	<table border="1" style="width: 100%; height: 100px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>			

- 注 1 住所、氏名は、明瞭にかい書で記載してください。  
 2 「手数料」欄には、富山県収入証紙を貼付してください。  
 3 申込者は、※印の欄には記載しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第38号の9を次のように改める。



**様式第38号の9 (第56条の6 関係)**

<p>特定任意高齢者講習 (シニア運転者講習)受講申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申込者 氏 名</p> <p>運転免許に係る講習等に関する規則第2条第1項第1号の表の区分欄2の項及び同条第1項第2号の表の区分欄2の項に規定する特定任意高齢者講習(シニア運転者講習)を受講したいので、手数料を添えて申し込みます。</p>			
(免許証 表)		(免許証 裏)	
(ただし、裏書記載のある場合に限る。)			
講習種別	○ 四 輪	○ 二 輪	○ 原 付    ○ その他
※受講日時	月    日	午前 午後	時 分 ~ 午前 午後    時 分
※受講場所			
手数料			

- 注    1 住所、氏名は、明瞭にかい書で記載してください。  
       2 「手数料」欄には、富山県収入証紙を貼付してください。  
       3 申込者は、※印の欄には記載しないでください。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第38号の11を次のように改める。

様式第38号の11（第56条の3、第56条の5関係）

だい 第	ごう 号	こうしゅうよ びげん さ    にんち きのうげん さ    けっ か つう ち しよ 講 習 予 備 検 査 （ 認 知 機 能 検 査 ） 結 果 通 知 書	
し 氏	めい 名		
せい 生	ねん がつ び 年 月 日		
けん 検	さ ば しよ 査 場 所		
		そうごうてん 総 合 点	てん 点
		(A	点)
		(B	点)
		(C	点)
きおくりよく    はんだんりよく    ひく 記憶力・判断力が低くなっています。			
きおくりよく    はんだんりよく    ひく 記憶力・判断力が低くなっています。 きおくりよく    はんだんりよく    ていか    しんごう むし    いちじ ふていし    いはん 記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をし たり進路変更の合図が遅れる傾向がみられますので、今後の運転に ついて十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることを お勧めします。			
けんさまえ    いっていきかんない    とくてい    いはん    こうい また、あなたが検査前の一定期間内に特定の違反行為をしていた り、検査後に特定の違反行為をした場合は、臨時適性検査（専門医に よる診断）を受けていただくお知らせが公安委員会からあります。 この臨時適性検査の結果、認知症であることが判明したときは、 うんでんめんきよ    とりけ    ていし    ぎょうせいしよぶん    たいしよう 運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。			
そうごうてん    つぎ    はんてい ※ 総合点によって次のように判定がなされています。			
てんいじよう 76点以上	きおくりよく    はんだんりよく    しんぱい 記憶力・判断力に心配ありません。		
てんいじよう    てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく    はんだんりよく    すこ    ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。		
てんみまん 49点未満	きおくりよく    はんだんりよく    ひく 記憶力・判断力が低くなっています。		
こうれいしやこうしゅう    こうしゅう    よび    けんさ    けっか    もと    じっし    こうれいしや 高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者 こうしゅう    じゅこう    さい    しよめん    かなら    じきん 講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。			
へいせい    ねん    がつ    にち 平成    年    月    日 とやまけんこうあんいりんかい 富山県 公安委員会 			

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



## 様式第38号の11

(裏面)

こうしゅう よび けんさてんさいてんほうほう はんていとう  
講習 予備検査の採点 方法や判定等について

そうごうてん けいさん  
総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゅつ  
総合点 は、次の計算式に当てはめて算出 しています。

ただ かいとう おお なるにつれて そうごうてん たか  
正しい回答 が多くなるにつれて 総合点 が高くなります。

そうごうてん  
総合点 = 1.15 × A + 1.94 × B + 2.97 × C

A は、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく 回答 されている  
かどうかについての 点数 です。正しく 回答 すると 点数 がつきます。

B は、記憶した16種類 のイラストの名前が正しく 回答 されているかどうかにつ  
いての 点数 です。正しく 回答 すると 点数 がつきます。

C は、時計が正しく描かれているかどうかについての 点数 です。正しく 回答  
すると 点数 がつきます。

そうごうてん はんてい  
総合点による判定

はんてい きじゅん てんすう でん でん こうしゅう よび けんさ けっか にんちしやう  
判定の基準となる点数 (49点や76点) は、講習 予備検査の結果と 認知症  
せんもんい しんだんけつか かんけい とうけいてき ぶんせき ざだ  
専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

こうしゅうよびけんさ にんちしやう しんだん おこな こうれいしやこうしゅう じっし  
講習予備検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習 を実施  
するために、記憶力、判断力の 状況を 確認 するものです。したがって、総  
ごうてん てんみまん ただ にんちしやう しめ  
合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではあり  
ません。また、49点 以上であったとしても、必ずしも 認知症 でないことを示すもの  
てんいじやう かなら にんちしやう しめ  
ではありませので、記憶力、判断力 に不安のある方は、お近くの 医療 機関等  
きおくりよく ほんだんりよく ふあん かた おちか いりようきかんなど  
で相談 されることをお勧め します。

きおくりよく ほんだんりよく ひく めんきょしやう こうしん  
記憶力、判断力 が低くなっているとされても、免許証 の更新 をすること  
はできますし、ただちに 免許 が取り消されるわけではありません。ただし、その場合  
めんきよ と けい ばあい  
には、一定の期間に 信号 無視や一時不停止などの 特定の 交通 違反がある場合に  
いっぺい きかん しんごう むし いちじふていし とくてい こうつういはん ばあい  
は、警察 から連絡 があり、専門医の 診断 を受けることとなります。

にんちしやう しんだん ばあい めんきよ と けい  
認知症 と 診断 された場合は、免許 が取り消 されます。

こんかい けんさ けつか ごしつもん かた こうしゅうよびけんさ おこな  
今回の検査の結果について、御質問のある方は、講習予備検査 を行 ったとこ  
ろやお住まいの都道府県 警察 の 運転 免許 担当課までお問い合わせください。

様式第38号の12を次のように改める。

様式第38号の12（第56条の3、第56条の5 関係）

だい 第          ごう 号

こうしゅう よ び けん さ      にん ち き の う けん さ      けつ か つ ち し ょ  
講 習 予 備 検 査 ( 認 知 機 能 検 査 )      結 果 通 知 書

し 氏          めい 名

せい ねん がつ び 日  
生 年 月 日

けん さ ば し ょ  
検 査 場 所

そうごうてん 総合点

てん 点

(A      点)  
(B      点)  
(C      点)

き お く り よ く    ほ ん だ ん り よ く    す こ    ひ く  
記 憶 力 ・ 判 断 力 が 少 し 低 く な っ て い ま す 。

き お く り よ く    ほ ん だ ん り よ く    す こ    ひ く  
記 憶 力 ・ 判 断 力 が 少 し 低 く な っ て い ま す 。

き お く り よ く    ほ ん だ ん り よ く    て い か      し ん ɡ ー う む し    い ち じ ふ て い し    い ほ ん  
記 憶 力 ・ 判 断 力 が 低 下 す る と 、 信 号 無 視 や 一 時 不 停 止 の 違 反 を し た り

し ん ろ へ ん ɡ ー う    あ い ず    お く    け い ɡ ー う  
進 路 変 更 の 合 図 が 遅 れ る 傾 向 が み ら れ ま す 。

その ため 、 自 動 車 を 運 転 す る と き は 、

- 信 号 を し っ か り 確 認 す る 習 慣 を つ け 、 常 に 信 号 機 の 存 在 を 意 識 し  
な が ら 運 転 す る よ う に す る こ と 。
- 交 差 点 を 通 行 す る 際 は 、 必 ず 安 全 を 確 認 し 、 一 時 停 止 標 識 が あ  
る 場 合 に は 、 停 止 線 の 手 前 で 一 時 停 止 す る こ と 。
- 進 路 変 更 を す る 際 は 、 早 め に 合 図 を 出 す よ う に し て 、 後 ろ と 横 の 安  
全 の 確 認 を 必 ず 行 う こ と 。

な ど に 注 意 し て 、 安 全 運 転 に 心 が け て く だ さ い 。

※ 総 合 点 に よ っ て 次 の よ う に 判 定 が な さ れ て い ま す 。

76点以上	き お く り よ く    ほ ん だ ん り よ く    し ん ぼ い 記 憶 力 ・ 判 断 力 に 心 配 あ り ま せ ん 。
49点以上76点未満	き お く り よ く    ほ ん だ ん り よ く    す こ    ひ く 記 憶 力 ・ 判 断 力 が 少 し 低 く な っ て い ま す 。
49点未満	き お く り よ く    ほ ん だ ん り よ く    ひ く 記 憶 力 ・ 判 断 力 が 低 く な っ て い ま す 。

こう れ い し ゃ ɡ ー う し ゚ じ ょう    こう しゅう よ び    けん さ    けつ か    も と    じつ し    こう れ い し ゃ  
高 齢 者 講 習 は 講 習 予 備 検 査 の 結 果 に 基 づ い て 実 施 さ れ ま す の で 、 高 齢 者

こう しゅう    じゆ ɡ ー う    さい      し ょ め ん    かな ら      じ さん  
講 習 を 受 講 す る 際 に は 、 こ の 書 面 を 必 ず 持 参 し て く だ さ い 。

へい せい    ねん    がつ    にち  
平 成   年   月   日

と や ま けん ɡ ー う あ ん い い かい  
富 山 県 公 安 委 員 会      印

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第38号の12

(裏面)

こうしゅう よび けんさてんさいてんほうほう はんていとう  
講習 予備検査の採点 方法や判定等について

そうごうてん けいさん  
総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゅつ  
総合点 は、次の計算式に当てはめて算出 しています。

ただ かいとう おお そうごうてん たか  
正しい回答 が多くなるにつれて 総合点 が高くなります。

そうごうてん  
総合点 = 1.15 × A + 1.94 × B + 2.97 × C

A は、ねん「年」、つき「月」、ひ「日」、ようび「曜日」、じこく「時刻」が かいとう 正しく回答 されているかどうかについての 点数 です。正しく かいとう 回答 すると 点数 が つきます。

B は、きおく「記憶」した 16 種類 のイラストの名前が かいとう 正しく回答 されているかどうかについての 点数 です。正しく かいとう 回答 すると 点数 が つきます。

C は、とけい「時計」が かいとう 正しく描かれているかどうかについての 点数 です。正しく かいとう 回答 すると 点数 が つきます。

そうごうてん はんてい  
総合点による判定

はんてい きじゆん せんもんい しんだんけつか かんけい とうけいでき ぶんせき さだ  
判定の基準となる 点数 (49 点や 76 点) は、こうしゅう よび けんさ けつか にんちしよう  
専門医による 診断結果との関係を 統計的に分析 して定められたものです。

こうしゅう よび けんさ しんだん おこな こうれいしやこうしゅう じっし  
講習予備検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施  
するために、きおく「記憶力」、はんだんりよく「判断力」の 状況 を かくにん 確認するものです。したがって、総  
ごうてん てんみまん ただ にんちしよう しめ  
合点が 49 点未満であったとしても、直ちに 認知症 であることを示すものではありません。また、49 点 以上 であったとしても、必ずしも 認知症 でないことを示すもの  
てんいじょう かなら にんちしよう しめ  
ではありませんので、きおく「記憶力」、はんだんりよく「判断力」に不安のある方は、お近くの医療機関等  
そうだん すず  
で相談 されることをお勧め します。

きおくりよく はんだんりよく ひく めんきょしよう こうしん  
記憶力、判断力が 低くなっているとされても、免許証の更新 すること  
は できませんし、ただちに 免許 が 取り消されるわけではありません。ただし、ばあい  
いってい きかん しんごう むし いちじふていし とくてい こうつういはん ばあい  
には、一定の期間に 信号無視や一時不停止などの 特定の 交通違反 がある場合に  
けいさつ れんらく せんもんい しんだん う  
は、警察 から 連絡 があり、専門医の 診断 を 受ける こと になります。

にんちしよう しんだん ばあい めんきょ と け  
認知症 と 診断 された場合は、免許 が 取り消 されます。  
こんかい けんさ けつか ごしつもん かた こうしゅう よび けんさ おこな  
今回の検査の結果について、御質問のある方は、講習予備検査を行 ったとこ  
す どうふけいけいさつ うんでんめんきょたんとうか と あ  
ろやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

様式第38号の13を次のように改める。

様式第38号の13（第56条の3、第56条の5関係）

だいごう  
第 号

こうしゅうよびげんさ にんちきのうげんさ けっかつうちよ  
講習予備検査（認知機能検査）結果通知書

しめい  
氏 名

せいねんがつび  
生 年 月 日

けんさばしょ  
検査場所

そうごうてん  
総合点

てん  
点

(A 点)  
(B 点)  
(C 点)

きおくりよく はんだんりよく しんぱい  
記憶力・判断力に心配ありません。

きおくりよく はんだんりよく しんぱい  
記憶力・判断力に心配ありませんが、これから受けていただく  
こうれいしやこうしゅう しどう ちゅうい  
高齢者講習において指導されることに注意して、これからも安全  
うんてん こうこう  
運転に心がけてください。

また、個人差はありますが、加齢により身体の機能が変化すること  
から、自分自身の身体の機能の 状態 を常に自覚して、それに応じ  
た運転をすることが大切です。

これから油断することなく、適度な緊張と慎重さを忘れない  
ようにしましょう。

※ そうごうてん つぎ はんてい  
総合点によって次のように判定がなされています。

てんいじょう 76点以上	きおくりよく はんだんりよく しんぱい 記憶力・判断力に心配ありません。
てんいじょう てんみまん 49点以上76点未満	きおくりよく はんだんりよく すこ ひく 記憶力・判断力が少し低くなっています。
てんみまん 49点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく 記憶力・判断力が低くなっています。

こうれいしやこうしゅう こうしゅう よび けんさ けっか もと じっし  
高齢者講習は講習予備検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者  
こうしゅう じゅこう さい  
講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

へいせい ねん がつ にち  
平成 年 月 日

とやまけんこうあんいいかい  
富山県公安委員会 印

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第38号の13

(裏面)

こうしゅう よび けんさてんさいてんほうほう はんていとう  
講習 予備検査の採点 方法 や 判定 等について

そうごうてん けいさん  
総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ  
総合点 は、次の計 算式 に当てはめて 算出 しています。

ただ かいとう おお そうごうてん たか  
正しい 回答 が多くなるにつれて 総合点 が高くなります。

そうごうてん  
総合点 = 1.15 × A + 1.94 × B + 2.97 × C

A は、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく 回答 されている  
かどうかについての 点数 です。正しく 回答 すると 点数 がつきます。

B は、記憶した16 種類 のイラストの名前が正しく 回答 されているかどうかにつ  
いての 点数 です。正しく 回答 すると 点数 がつきます。

C は、時計が正しく描かれているかどうかについての 点数 です。正しく 回答  
すると 点数 がつきます。

そうごうてん はんてい  
総合点による判定

はんてい きじゆん てんすう てん てん こうしゅう よび けんさ けつか にんちしゅう  
判定の基準となる 点数 (49点や76点) は、講習 予備検査の結果と 認知症  
せんもんい しんだんけつか かんけい とくけい き ふんせき さだ  
専門医による 診断 結果との 関係 を 統計的 に 分析 して 定められたものです。

こうしゅうよびけんさ は にんちしゅう しんだん おこな こうれいしやこうしゅう じっし  
講習予備検査 は、認知症 の 診断 を 行う ものではなく、高齢者 講習 を実施  
するたために、記憶力、判断力 の 状況 を 確認 するものです。したがって、総  
ごうてん てんみまん ただ にんちしゅう しめ  
合点 が49点未満であったとしても、直ちに 認知症 であることを示すものではあり  
ません。また、49点 以上 であったとしても、必ずしも 認知症 でないことを示すもの  
ではありませんので、記憶力、判断力 に不安のある方は、お近くの 医療 機関等  
で 相談 されることをお勧めします。

きおくりよく はんだんりよく ひく めんきょしょう こうしん  
記憶力、判断力 が低くなっているとされても、免許証 の 更新 をすること  
はできますし、ただちに 免許 が取り消されるわけではありません。ただし、その場合  
には、一定の期間に 信号 無視や一時不停止などの 特定の 交通 違反がある場合に  
は、警察 から 連絡 があり、専門医の 診断 を受けることとなります。

にんちしゅう しんだん ばあい めんきょ とく け  
認知症 と 診断 された場合は、免許 が取り消されます。  
こんかい けんさ けつか ごしつもん かた こうしゅうよびけんさ おこな  
今回の検査の結果について、御質問のある方は、講習予備検査 を 行 ったとこ  
ろやお住まいの都道府県 警察 の 運転 免許 担当課までお問い合わせください。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。